

特別養護老人ホームあい亀田港 利用料金表

令和6年6月1日改定(処遇改善変更)

※利用料金はご本人様の収入に応じて変わります。収入が分かるものをご持参下さい。(通帳・年金証書等)

A [介護保険]

	介護保険単位				日数 (1ヶ月)	介護職員 処遇改善加算Ⅱ (13.6%)	=	(円/30日)	
	基本単位	日常生活継続 支援加算Ⅱ	看護体制 加算(1) □	個別機能 訓練加算 Ⅰ				A	介護保険 負担割合
要介護1	670	46	4	12	× 30日	× 0.136	=	24,947	1割
要介護2	740							49,893	2割
要介護3	815							27,332	1割
要介護4	886							54,664	2割
要介護5	955							29,888	1割
								59,776	2割
		32,308	1割						
		64,615	2割						
		34,659	1割						
		69,318	2割						

※負担割合証に記載された割合

☆入所日から30日以内の期間(入院後の再入所も同様)は30円/日(60円/日)

を確認して下さい。

認知症チームケア推進加算Ⅱ: 認知症自立度Ⅱ以上の方が1/2以上 対象者の方(120円/月) ※R6.6.1~

B [食費、住居費]

負担段階	対象者	食費	居住費	食費+ 居住費	日数 (1ヶ月)	B	小計
負担 限度額 認定	第1段階	300	820	1,120	× 30日	=	33,600
	第2段階	390	820	1,210			36,300
	第3段階①	650	1,310	1,960			58,800
	第3段階②	1360	1,310	2,670			80,100
第4段階	負担限度額認定 証のない人	1,445	2,006	3,451			103,530

【預貯金額】

下記の金額以上ある方は、4段階になる。

単身650万/
夫婦1650万

単身550万/
夫婦1550万

単身550万/
夫婦1550万

◇ 利用料は、介護保険の1割負担か2割負担(A)と食費・居住費(B)、日常生活費等です。

◇ Bの項目は、預貯金、世帯の収入によって利用者負担段階が設定されます。利用者負担段階については市役所にお問い合わせください。

◇ 第4段階の方 朝食400円/食 昼食545円/食 夕食500円/食 となります。

◇ 2段階年金収入等80万円以下 / 3段階①80万以上120万円以下 / 3段階②120万円以上で非課税 4段階課税

1ヶ月の利用料金の目安(1か月30日として計算した場合) A + B

(円/30日)

合計 A+B						
段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	割合
第1段階	58,547	60,932	63,488	65,908	68,259	1割
	83,493	88,264	93,376	98,215	102,918	2割
第2段階	61,247	63,632	66,188	68,608	70,959	1割
	86,193	90,964	96,076	100,915	105,618	2割
第3段階①	83,747	86,132	88,688	91,108	93,459	1割
	108,693	113,464	118,576	123,415	128,118	2割
第3段階②	105,047	107,432	109,988	112,408	114,759	1割
	129,993	134,764	139,876	144,715	149,418	2割
第4段階	128,477	130,862	133,418	135,838	138,189	1割
	153,423	158,194	163,306	168,145	172,848	2割